## さいたま市監査委員告示第47号

さいたま市長から、別添のとおり令和3年度、令和5年度及び令和6年度の 包括外部監査結果についての措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法 第252条の38第6項の規定により告示する。

令和7年10月1日

さいたま市監査委員井 山 剛 之同工 藤 道 弘同阪 本 克 己

電 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 博

# 包括外部監査の結果に基づく措置の状況(総括表)

(令和7年9月通知)

| 監査年度 | 特定の事件<br>(監査テーマ)             | 指摘・<br>意見の別 | 対象    | 指摘事項等の件数<br>A | 過去に措置状況を<br>通知した件数<br>B | 今回措置状況を<br>通知する件数<br>C | 対応中の件数<br>A -B-C |
|------|------------------------------|-------------|-------|---------------|-------------------------|------------------------|------------------|
|      |                              |             | 市長    | 18            | 18                      | 0                      | 0                |
|      |                              | 指摘事項        | 教育委員会 | 0             | 0                       | 0                      | 0                |
|      | スポーツ文化局及び都市局<br>所管の外郭団体の財務事務 |             | 計     | 18            | 18                      | 0                      | 0                |
|      | の執行について                      |             | 市長    | 32            | 30                      | 1                      | 1                |
|      |                              | 意見          | 教育委員会 | 0             | 0                       | 0                      | 0                |
|      |                              |             | 計     | 32            | 30                      | 1                      | 1                |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 11 1/2 07   | サイ(五        |                       | トークスに向及び都市向所官の外郭団体の財務事務の執行にこ   | 70.0                  |           |                    | (中和/午9月 中長週和刀)   |
|-------------|-------------|-----------------------|--|-----------------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                    | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P17         | 意見          | 評議員・理事の<br>選出方法に<br>て | 令和2年より、スポーツ協会は理事の選出方法を見する全族技団変し、それ団体という。<br>で表員する会議選出出が難しいは神野議員を選出者が表別である方法とと大能して、一次がは理事が30名とと大能しいは、公でははないが、フスが実力である。<br>定数の選出がが、フスが実力である。<br>定数は、公ではなが、フスが実力である。<br>定数は、公ではなが、アスが実力である。<br>定数は、公ではなが、アスが実力である。<br>であるである。<br>であるである。<br>であるである。<br>であるである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたであるので明員があるといいは、のでははないのである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたである。<br>でのがいたのでは、<br>でのがいたのでは、<br>でのがいたのでは、<br>でのがいたのでは、<br>でのがいたのでは、<br>でのがいたのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでのでので、<br>でのがいたのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでは、<br>でのでのでいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>といいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでいる。<br>にでい | スポーツ部<br>スポーツ振        |           | 済<br>(令和6年9月)      | 令和4年1<br>特別に<br>一ツ法<br>一ツ法<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の選出<br>一の記<br>一の記<br>一の記<br>一の記<br>一の記<br>一の記<br>一の記<br>一の記 |
| P18         | 指摘          | 役員数の公表人<br>数について      | 理事は法人の業務上の意思決定に参画し、理事会での議決権を有するため、理事の人数・構成はガバナンス上重要な情報といえる。したがって、正確な人数を公表することが必要と考える。  | 都市戦略本<br>部 改改革<br>推進部 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等については、一年 3 月に全外のに (15 団 4 年 3 月に全外のに (15 行 5 行 5 行 5 行 5 行 6 年 5 行 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7  |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1寸足07       | #T (E       |                                    | トーラ文化局及び都市局所官の外郭団体の財務事務の執行によ  | , , , ,                               |           |                    | <u>(节和/年9月 中長週知分)</u>   |
|-------------|-------------|------------------------------------|---|---------------------------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                                 | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課                             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P18         |             | <b>数に りいて</b>                      | 理事は法人の業務上の意思決定に参画し、理事会での議決権を有するため、理事の人数・構成はガバナンス上重要な情報といえる。<br>したがって、正確な人数を公表することが必要と考える。   | 化局<br>スポーツ部<br>スポーツ振<br>興課            |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項については、令和4年6月15日に役員の改選が行われ、当協会のホームページに正確な役員数を公表しており、措置済みである。   |
| P19         |             | 助成目的の合理<br>性と助成金額の<br>根拠資料の整備<br>① | スポーツ協会は、加盟する競技団体に対して、助成を行っているが、コロナ禍による影響をはじめ、社会情勢の変化に応じた各団体の運営方法の見直しなどにより各団体で必要とする運営費等は変動していることが想定される。スポーツ振興のために助成金を支給することに異論はないものの、現状の定額助成とすることが適切と言えるかは疑問である。また、助成金を算定するための根拠となる要綱等が存在せず、上述のとおりの算出根拠がないまま現在に至っている。助成の目的、助成の方法及び金額の算定方法を明示した要綱等を整備する必要がある。 | 化局                                    |           | 済<br>(令和5年9月)      | 令和5年2月に作成した助成金交付要が<br>付要網(案)に行成した助成金をでの解(案)について、細務の<br>等行い、令和5年5月の財務委員に<br>での承認を経て、令決議を行い、局別<br>権された。その後、令和6年6月<br>での本が、<br>はされた。加盟団体事務局会議<br>に当該要組合のは<br>当該要に<br>のといて<br>問知して<br>おり、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はされた<br>がより、<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる<br>はる   |
| P19         |             | (2)                                | 市民体育大会参加助成金については、市民体育大会に係る、運営費<br>(例:審判派遣、大会使用用具の用意、会場設営費等)を助成するものと<br>のことであるが、大会に使用する施設の使用料が100%減免されている状<br>況に照らして、団体から市民体育大会に参加するためにかかる経費の報告<br>を受けることで、現行の助成金が適切な金額であるかを再検討する必要が<br>あると考える。  | スポーツ<br>文<br>化<br>スポーツ<br>歌<br>表<br>課 | 0         | 済<br>(令和7年9月)      | 意見に基づき、令和7年3月17日に開催された理事会で算出基準の改訂(従来の「大会開催日数」と「大会参加人数」に「審判員・競技運加え、計算を加入数」に「審判銀程費」を加え、計に対象経費」を加え、計に対応した交付額に反映)について語り、承認を得たこととから、合計にある。これに実績を踏った最齢ではあるよう改善を図ったことから、指置済みである。   |
| P19         | 指摘          | 契約関連規程の<br>未整備について                 | スポーツ協会の年間の契約事務は数件程度であり契約金額も総額で数百万円程度の規模と決して、頻度、金額とも大きいとは言えないことや、随意契約とはいえ見積合わせを行っているため、一定の競争性を確保した契約事務手続きとなっている。しかしながら、市の外郭団体であることや市からの補助金等による財政的援助を受けている団体として、コスト削減など経営の更なる効率化を図る努力は必要不可欠であり、契約事務に関する規程を整備運用する必要がある。なお、この点、令和3年度において規程の作成に着手しており、改善中である。    | 部                                     |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等については、令和4年のでは、令和4年のでは、団体を対しては、団体を対した。 は、日本の対対が関連した。 は、日本の対対が関係を表した。 は、日本の対がのでは、日本の対がのでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1370        |             |                                     | トーラスに向及び部市尚所官の外郭団体の対抗事務の執行に  | <u> </u>                   |           |                    | (中和/平3月 中天週4月)  |
|-------------|-------------|-------------------------------------|--|----------------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                                  | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課                  | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P19         |             | ↑ 正 順 1 こ ン V・ C                    | スポーツ協会の年間の契約事務は数件程度であり契約金額も総額で数百万円程度の規模と決して、頻度、金額とも大きいとは言えないことや、随意契約とはいえ見積合わせを行っているため、一定の競争性を確保した契約事務手続きとなっている。しかしながら、市の外郭団体であることや市からの補助金等による財政的援助を受けている団体として、コスト削減など経営の更なる効率化を図る努力は必要不可欠であり、契約事務に関する規程を整備運用する必要がある。 なお、この点、令和3年度において規程の作成に着手しており、改善中である。              | 化局スポーツ部スポーツ振課              |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和4年3月<br>の理事会を経て、契約事務に関する<br>規程を作成した。<br>令和4年4月から契約事務に関す<br>る規程を施行し、適正な事務の執行<br>を確保しており、措置済みである。  |
| P20         | 指摘          | 物品管理について                            | スポーツ協会の会計処理規程集38条では、固定資産の管理について、「固定資産台帳を設け、固定資産の保全状況及動についるが、固定資産の管理しなければなら、」としているが、固定資産台帳は作成しているものの、固定資産台帳と物品と担づけるための物実合が、の添付を行っていあるかの確認が取れまた、いるかとは、実際に状況にあるため、実際に状況にあるため、たか品が同一のものかの確認が取れまた、いるあれないおそれがあっても発見されないおそれがある。このように、一つのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも | スポーツ部                      |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和4年3月31日まででの物品を行うでの物品を行うでではできるでは、1日間では、1日には、1日間では、1日には、1日間では、1日には、1日には、1日には、1日には、1日には、1日には、1日には、1日に |
| P21         |             |                                     | スポーツ協会の職員就業規則22条には「職員は定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。」と規定されており、出勤簿への押印による出勤の記録を実施しているが、日々の勤怠管理はタイムカードで対応している。そのため、出勤簿の押印管理がムダな業務となっている状況にある。<br>勤怠管理を出勤簿の作成以外の管理方法で代替できることを職員就業規則に明記するなど、実態と規則が整合するよう規則の内容の見直しを図り、ムダな管理業務を削減すべきである。  | 化局<br>スポーツ部<br>スポーツ振<br>興課 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、実態に合わせ職員<br>就業規則の改訂を行い、出勤簿への<br>押印による出勤の記録を廃止し、タ<br>イムカードにより勤怠管理を行うこ<br>ととした。令和4年4月1日から施<br>行しており、措置済みである。   |
| P26         |             | 物品管理(会計<br>処理の根拠規定<br>の不存在)につ<br>いて | スポーツコミッションでは、会計規則より取得した物品について取得価格に応じて(有形)固定資産、備品、消耗品に区分し、固定資産と備品については、物品シールを貼り台帳管理を行っているが、取得価格2万円以上10万円未満の比較的長期間継続使用できる物品の規定がない。当期末時点では、これに該当する物品の取得がなかったため問題がなかったが、この要件に該当する物品を購入した場合には、現物管理の対象とすべきかの明確な根拠が存在しないこととなる。そのため、規則上この取り扱いを明確にする必要がある。                      | 化局<br>スポーツ部<br>スポーツ政       |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和4年3月に会計規則の改正を行い、10万円未満の物品について、消耗品とすることとし、規則上の取り扱いを明確にしており、措置済みである。   |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 17 AE V     | 事17 (五 |              | トーツ又化同及ひ都巾向所官の外郭団体の財務事務の執行につ  | ,,,,        |           |                    | <u>(令和/年9月 市長週知分)</u>  |
|-------------|--------|--------------|---|-------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 |        | 事項           | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課   | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P33         | 意見     | 勤怠管理につい<br>て | 常勤職員の交通費は、勤怠システムで算定している一方で、非常勤職員の交通費は、勤怠システム外で、別途資料を作成し算定している。新システムのため、導入直後から全ての機能を使用することによる業務プロセスの変更が難しく、月次の給与計算に遅延が発生させられないことから、例外的に従来の交通費管理方法を残していることに一定の理解はできるものの、すでに導入後2期が経過しており、勤怠システムの機能として対応可能であることから、計画的にシステム利用の見直しを行ない、業務の省力化を図る必要があると考える。  |             |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、非常勤職員の交通<br>費について令和4年8月1日分から<br>勤怠システムでの管理を実施し、業<br>務の省力化を図っており、措置済で<br>ある。 |
| P40         | 指摘     |              | 緑地協会では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体であるら野都市開発株式会社(以下「与野都市開発」という。)へ委託している。当該委託業務は4者での入札(見積)を経て契約されており、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした与野都市開発において、当該委託業別の下請け業者へ再委託されているであった。業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約にている光況であった。、契約会社のの提出資料においては、現まがあり、現まがあり、の提出資料においては、現まがあり、の提出資料においると再委会社があり、一つよりの提出であるとの表社があり、一つよりのであり、の提出であるとの表社があり、一つなどの表表を多さに、内の提出であるとの表表を多さにより、の方によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに | 都部行進 路路 改 革 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事体のは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して                                      |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 11 1/2      | サー          |    | トーク文化的文化都印刷所官の外郭图本の数据事務の執行に   | V C          |           |                    | (中和/平9月 中安週和万)   |
|-------------|-------------|----|---|--------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項 | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P40         | 指摘          |    | 緑地協会では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体であるら野都市開発株式会社(以下「与野都市開発」という。)へ委託している。公平性・客託業務は4者での入札(見積)を経て契約されており、契約手続に公務り、落札をした与野都市開発において、当該委託業約制定をした与野都市開発において、当該委託業約十二年の表記をしたら野都市開発によるでは、契約会の下請表記をは、本人人、同人の提出資料においては、現場責の方には見受の事務をしたの提出資料にある。入札(見積)時の手野都市開発社員にしての提出資料においては、現場責るとは見受の取られていたのである。入札(見積は一日の東の事務を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を                                | 推進部都市公園課     |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に関いては、令和3年度以終の表別のでは、令和3年度に関いては、同時では、則当時では、則当時では、則当時では、別等を履行である。方式では、事実のでは、「中では、対3にでは、では、対3にでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で  |
| P41         | 指摘          |    | 緑地協会では、物品会計規則に準じた備品台帳の調査業務の依頼をさいたま市より毎年無償で受けており、さいたま市所有・管理の資産についても現物調査を実施しているが、敷地内の資産(チェーンソー)については、さいたま市台帳に掲載がなかったことから報告対象外資産となっていた。 必要備品の承認時においても網羅的な資産管理ができていなければ不要なものを購入してしまう可能性もある。 1年に一度実施されている現物調査の際には、実在性だけでなく網羅的な確認を実施し、保有資産の適切な把握が望まれ、不良品等の今後使用できない資産については適切な処分をすることが必要である。また緑地協会では、さいたま市からの備品台帳調査作業依頼時にあわせて緑地協会所有資産の現物調査も実施しているとのことであるが、固定資産の現物調査に関する規程が定められていない。重要な管理行為であることから、規程の整備が望まれる。 | みどり公園<br>推進部 |           |                    | をでいます。<br>でに完ソ状和た<br>は有人のようで、いって<br>でに完ソ状和た<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに完けいが、いっ<br>でに、実いよ措<br>をべし)の年<br>に、実いよ措<br>をでがいっ<br>でし、とのがさ適<br>でし、とのがさ適<br>でし、とのがさ適<br>でし、とのがさ適<br>でし、とのがささかお<br>でに、実いよ措<br>を信しで更い。ないままり、の年<br>ででわて<br>で有償で更い。ないます<br>で有償で更い。ないます<br>でも、実いよ措<br>でも、のができかお<br>できればい。<br>でも、実いよ措<br>をににでするのがはできかるのがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 14 75 42    | , ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |                  |  |              |           |                    | (1)111/十5万 中区巡州7/   |
|-------------|---|------------------|--|--------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別                             | 事項               | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P42         |   | 時間外管理簿への押印漏れについて | 時間外労働には事前・事後の上長承認・確認を要するが、サンプルで時間外・休日勤務命令簿(様式8)を確認したところ、事後の所属長確認印がないものがあり、事後確認のないまま時間外勤務が容認されている状況であった。<br>要領に従い押印を漏れなく実施することが必要である。<br>なお、必ずしも必要のない押印行為を省力化する昨今の流れに応じて、<br>様式の変更の要否についても検討されたい。   | みどり公園        |           |                    | 指摘事項に関しては、令和3年1<br>1月に適正な事務執行の確保につい<br>て周知徹底を行い措置済みである。<br>また、押印の省略につかでは、<br>和4年10月に対応方針を決定し、<br>時間外・休日勤務命令簿等の押印を<br>省略することとした。<br>4月から施行することとした。   |
| P43         | 意                                       | 随意契約理由について       | 随意契約を行う際には、業者選定委員会により、その妥当性の承認を受ける必要があるが、随意契約とした理由については、業者選定委員会において口頭説明のみとなっており、文書により残されていない。このような取り扱いは、委員会設置要綱5条3項に定める「委員会の会議は、非公開とする」を根拠としたものである。しかし、当該定めは業者定委員会の協議内容を一般にしない事を定めたものにすぎず、法人内における協議内容の記録を妨げるものではないことから不適切な解釈であると考えられる。契約手続の適正性を担保するためには、随意契約とした理由を文書により作成・保存しておくことが求められる。                                  | 部<br>行財政改革   |           |                    | 指摘事項等については、令和4年3月に全体のは、団が大きなでは、団が大きなでは、団が大きなでは、団体には、団体に、一点のでは、一点の |
| P43         | 意見                                      | 随意契約理由に<br>ついて   | 随意契約を行う際には、業者選定委員会により、その妥当性の承認を受ける必要があるが、随意契約とした理由については、業者選定委員会において口頭説明のみとなっており、文書により残されていない。このような取り扱いは、委員会設置要綱5条3項に定める「委員会の会議は、非公開とする」を根拠としたものである。しかし、当該定めは業者選定委員会の協議内容を一般にしない事を定めたものにすぎず、法人内における協議内容の記録を妨げるものではないことから不適切な解釈であると考えられる。契約手続の適正性を担保するためには、随意契約とした理由を文書により作成・保存しておくことが不可欠であることから、随意契約理由を文書として記録しておくことが求められる。 | みどり公園<br>推進部 |           | (10.14.1.1.77)     | 意見に基づき、令和4年2月から<br>随意契約を行う際は、随意契約理由<br>を文書により作成・保存し、契約手<br>続の適正性を担保しており、措置済<br>みである。  |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1370 00     | 十二 (三       |                  | ト ラスに向及び部市内所官の介料団体の対抗事務の執行によ  | <u> </u>            |           |                    | (中間/平3万 中茂週加刀/  |
|-------------|-------------|------------------|---|---------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項               | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課           | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P43         |             | 理事会の開催方<br>法について | 書面決議自体は適切に進められており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人流を抑える必要があったことは認められるが、理事長や常務理事など主要な役員が変更になっている中で少なくとも1年半にもわたり直接のコミュニケーションなく、書面決議のみでの開催しか実施していないことは適切なガバナンスが機能しているかどうか評価できない状況にあると言える。  理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督する重要な機関であり、適切な法人の運営がなされるために、オンライン会議や密を回避するための会場の確保等により、理事会において活発な議論がなされることを期待する。   | みどり公園<br>推進部        |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、理事会の開催にあたってオンライン会議や密を回避するための会場の確保等による開催も検討することとし、令和4年3月には、オンライン会議を実施しており、措置済みである。  |
| P49         | 指摘          | 物品管理について         | 現地にて実査を行った結果、物品の整理番号のついたラベルが添付されていないことや備品を廃棄したものが物品台帳に反映されていない等を発見した。 管理番号A-1-17のタイプ机については取得が昭和58年と期間が相当経過していることから、物品管理について廃棄があった際に台帳の反映や後任者へ引継ぎ等を含めて適切な物品管理を行う必要がある。また備品票内にり付けがなされていないことについて物品台帳と現物の管理の整合性について管理者が定期的に確認を実施し、適切な物品管理を行う体制を整えることが必要となる。 なお、過去の市の包括外部監査の同様のテーマにて包括外部監査を実施した際にも、物品台帳への指摘がなされており、今後も物品台帳の改善を図る必要がある。   | づくり推進<br>部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和3年11<br>月に全ての物品について物品台映<br>の突合を行い、物品台帳への反映<br>れの是正及びラベルの貼付誤済で<br>もる。<br>なお、適切な物品管理を行うた<br>め、令和4年4月から内部監適<br>施し、物品管理台帳の管理を適正に<br>行っている。                 |
| P50         | 意見          | 給与計算につい<br>て     | 都市整備公社では、毎月の給与計算の管理において、エクセルを利用した計算と給与計算システムによる自動計算の2つの方法で常時計算が行われている。エクセルを利用した計算とシステムによる自動計算との両方を行うことで、給与計算の正確性の確保を目的に行われているが、一方で、「令和3年度さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する取組計画」の中で効率的・効果的な事業運営が求められている。一般的には給与計算システムによる計算は基礎データの入力や設定が正しく行われていれば、適切に計算が行われることが想定されており、現状の毎月2つの方法で計算を行い、一致を確認する作業は効率性を阻害するものと考えられる。また、不一致となるケースとして時間外勤務に対する計算の誤りが挙げられたものの、2つの方法で計算することで対応するのではなく、給与計算の基礎データが正確に給与計算システムに反映される業務フローを検討することが求められる。 | まちづくり<br>推進部        |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、効率的・効果的な<br>運用を行うため、毎月の給与計算の<br>管理に対しては給与計算シーとと<br>よる管理に統一することと務フロー<br>よる管理に統一することと務フロー<br>の見直しを行い、統与計算のるが<br>でしたで確に反映されていると<br>でいて、複数人で確認すること、<br>是正のである。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 14 75 62    | サイ(五        |                  | トークスに向及び都市局所官の外郭団体の財務事務の執行に  |                                      |           |                    | (ヤ和/午9月 中長週和刀)  |
|-------------|-------------|------------------|--|--------------------------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項               | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課                            | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P51         | 意見          | 理事会の開催方<br>法について | 都市整備公社の理事会は、一般財団法人として法的に必要な年2回開催されているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度及び令和3年度の往査時点まで、全て書面開催にて行われている。書面決議自体は法的に認められており、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、人流を抑える必要があったことは認められるが、令和2年度に理事長が変更になっている中で少なくとも1年半にもわたり対面(オンライン会議含む)での理事会が開催されていなると言える。オンラインスと機能しているかどうか評価できない状況にあると理事会は、オンラインスとも課題できる準備を進めている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、テナントの入替・駐車場の急激な利用率の低下など経営に重要な事象が発生しているが、開催頻度も株式会社のように3か月に1回以上の開催が法的に求められていない。理事会においてタイムリーに個別の職務執行の報告はなされていない。都市整備公社の主要な事業は収益事業であり、経営環境の変化に適切に対応できているか、理事会においても適時に活発な議論がなされることを期待する。 | 都ま推ま総市ち進ち務局づ部づ課く                     |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、令和3年11月に<br>オンラインで臨時理事会を開催し、<br>職務執行状況の報告を公会議の報告を公会議の報告を公会議の表示のでは、<br>今後もして理事会を開値時であるなどしての確保及びがけっこととしており、<br>措置済み<br>にである。 |
| P51         | 意見          | 中期経営計画について       | 都市整備公社では定期的に中期経営計画を策定しており、これまでに2013年(平成25年)に「Cプラン2017」、2017 年(平成29年)に「Cプラン2017」、2017 年(平成29年)に「C2プラン2020」を、直近では2021年(令和3年)3月に「中期経営計画2021-2024プラン2024」を策定し、3月の理事会で報告を行っている。これまではPDCAサイクルを有効に機能させるための、「C」に当たる、理事会による定期的なモニタリングは実施されていないとのことであった。今後は、2021-2024の中期経営計画に記載のあるとおり、「C」を実施し、より実効性を持った運用を行う必要がある。なお、策定時に理事会へ、より実効性を持った運用を行う必要がある。なお、策定時に理事会へ、報告していることから、報告について理事長及び常務理事に対してだけでなく、理事会にて定期的に報告を行うことが望ましいと考える。現在オンラインでの理事会開催の体制が整備されており、今後はより一層機動的な運用が目標達成のために重要となる。                             | 都<br>ま<br>進<br>ち<br>務<br>課<br>り<br>り |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、中期経営計画について、PDCAサイクルを有効に機能させるため、令和4年度から理事会において定期的なモニタリングの実施及び報告を行うこととしており、措置済みである。  |
| P52         | 意見          | 修繕積立金につ<br>いて    | 直近の都市整備公社の長期修繕計画では、2047年(令和29年)に解体することを前提に積立金額を算定しており、令和3年度以降、定期的な修繕を含めて累計で、30億円程度の支出を予定している。一方で積立金規則では2039年(令和21年)までの支出見込を元に積立額を算定していることから、中長期修繕計画の支出累計金額と乖離が生じている。長期修繕計画は、策定途中であるものの、今後長期修繕計画とそれに伴う修繕積立金規則を整合していく必要がある。修繕積立金は今後も建物を利用するにあたって留保すべき金額であり、根拠となるべき長期修繕計画を速やかに策定し、それに基づいた修繕積立金規則に改正するべきである。   | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり                |           | 済<br>(令和5年3月)      | 意見に基づき、長期修繕計画を令和5年3月に策定するとともに、理事会において決議され修繕積立金規則の改正を同月に施行した。  |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 17 / 27     |             |                   | - プスに成人の部市内が日の万井田村の次が子がの外刊に  |                       |           |                    | (1)们/十5万 中区巡州7/   |
|-------------|-------------|-------------------|--|-----------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P59         | 意見          | 随意契約見積り<br>書類について | 与野都市開発では、令和2年度に、外壁タイル修繕追加工事の工事請負契約を業者と結んでいるが、既に実施されている修繕工事の追加工事であることから同業者との随意契約としている。 既に開始し進行中である工事に対する追加工事であるため、現契約業者との追加契約をすることが経済的にも合理的で作業効率も良いと判断し、契約規程第3条(1)より協意契約としている点に問題はないといえる。一方で、追加工事の見積り書類の内容を確認したところ、その見積り内容に不明瞭な点があり、見積金額の適切性を客観性に確認することができなかった。 随意契約を実施する場合にも当然に見積り内容の精査は必要であり、契約内容を明確にして見積金額の適切性を確保することが必要である。 | 行財政改革                 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等については、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>気力のには、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>の対のできるできるです。<br>の対のできるできるです。<br>では、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のがのできるできるです。<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、<br>のは、 |
| P59         |             | 随意契約見積り<br>書類について | 与野都市開発では、令和2年度に、外壁タイル修繕追加工事の工事請負契約を業者と結んでいるが、既に実施されている修繕工事の追加工事であることから同業者との随意契約としている。 既に開始し進行中である工事に対する追加工事であるため、現契約業者との追加契約をすることが経済的にも合理的で作業効率も良いと判断し、契約規程第3条(1)より随意契約としている点に問題はないといえる。一方で、追加工事の見積り書類の内容を確認したところ、その見積り内容に不明瞭な点があり、見積金額の適切性を客観性に確認することができなかった。 随意契約を実施する場合にも当然に見積り内容の精査は必要であり、契約内容を明確にして見積金額の適切性を確保することが必要である。 | 推進部                   |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、令和4年4月から<br>見積り内容の精査を徹底し、見積金<br>額の適切性を確保している。<br>また、見積金額が適切であるか客<br>観的に確認するための点検表を作成<br>し、令和4年7月から運用を開始して<br>おり、措置済みである。   |
| P59         | 意見          | 賃料収入の見直<br>しについて  | 与野都市開発では、アルーサB館の一部を平成9年より事業会社に賃貸しているが、一部の賃貸借契約において、建物賃貸収入金額の妥当性の検討がされないまま、結果として賃料が25年間同額の状況となっている。過去の当該賃貸料の検討状況を確認したところ、契約先との討議や社内での検討資料も残されていない状況で、明確な検討がなされていない状況である。立地条件が良いことからも、営利企業としてあるべき賃料を請求すべく定期的な見直し・交渉をおこなう必要がある。   | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和5年3月)      | 令和4年上期において、会社独自に賃料相場等の調査を行い、下期には専門業者による鑑定評価を行う事で、適正な賃料の見直しを行った。その結果を踏まえ、令和5年1月に契約先との交渉に着手した。今後も、必要に応じて定期的な見直し・交渉を行うこととした。   |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 特定の         | 事件(监        | はは、一マノニスク    | ドーツ文化局及ひ都市局所官の外郭団体の財務事務の執行につ  | יניכ         |           |                    | (令和7年9月 市長通知分)   |
|-------------|-------------|--------------|---|--------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項           | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P60         | 指摘          | Hyanic JV. C | 与野都市開発では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体であるは協会から受託する。 当該受託業務は4社での入札(見積)を経て契約されたもので、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした受託業務について、与野都市開発において、別の下請け業者へ再委託等は禁止されていることから、契約に反いる状況である。 入札(見積)時の緑地協会への提出資料において、現場責任者を、再委託の人札(見積)時の緑地協会への提出責任者であるとしているにとからとの解釈された。しかし、緑地協会と締結はした受託業務を同内容で下請け業者と業務委託には該当しないとの解釈であるとのご業務を信の内容で下請け業者と業務委託といるより、与野都託の外観を結がでいること、下当該事業を同内容で下請け業者と、契約を結がでいること、下当該事業をしているとの解釈は客観的にみた難しく、再委託状況は、業務委託契約基準約款に反するため、緑地協会へて難しく、再委託状況は、業務委託契約基準約款に反するため、緑地協会へ、報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を要するところ緑地協会への報告を表して、契約・約款内容の事前確認を実施し、契約・約款内容の事前確認を実施し、シート約款を順守したうえで受託業務を適切に遂行できるよう留意することが必要である。 | 都部行財進部 改革    |           | 済<br>(令和4年9月)      | 年前依 た、対ン所るつ 団事っても所依 た、対ン所るのにの行うのでは、対対といるでは、対対のでは、対対のにのに、対対のにのに、対対のにのに、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対 |
| P60         |             | TXIIIC VV    | 与野都市開発では、令和2年4月1日から令和3年3月31日を履行期間とした与野本町駅東口四季のみち管理業務を、さいたま市の外郭団体である緑地協会から受託している。 当該受託業務は4社での入札(見積)を経て契約されたもので、契約手続に公平性・客観性はあるが、落札をした受託業務について、与野都市開発において、別の下請け業者へ再委託をしている状況であった。業務委託契約基準約款上、再委託等は禁止されていることから、契約に反いる状況である。入札(見積)時の緑地協会への提出資料において、現場責任者を与野都市開発としているの経知の会とのであるとのにあった。 、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、自り、  | 推進部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和3年1月<br>高大の再委託に係等<br>高大の再委託に等等<br>には、表記にの<br>は、表記にの<br>は、表記にの<br>は、表記にの<br>は、表記にの<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、表記に<br>は、まれ<br>は、表記に<br>は、まれ<br>は、表記に<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ<br>は、まれ  |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 報告書記載箇所 | 指摘・意見の別  | 事項               | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応   | 今回  | 措置状況          | 講じた措置の内容   |
|---------|----------|------------------|---|--|-----|---------------|--|
| P61     | 指摘       | 賞与引当金について(規程の管理) | 令和3年3月期の賞与引当金計上にあたっては、規程と異なる方法で算定されている。   | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり                        | 通知分 | (13411-1-0717 | *対応中の場合は対応状況<br>指摘事項に基づき、給与規程を改定し、令和4年6月1日に施行しており措置済みである。今後、規程の更新等の際は、適時に規程変更を行い、規程に従った適切な事務処理を行う。   |
| P61     | 指摘       | 12 Ju. C         | 与野都市開発の会計規程及び固定資産管理規程(以下「規程」という。)には有形固定資産の実査実施の記載がなく、定期的な有形固定資産の実査を実施していない。 定期的に固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突合を行い、固定資産台帳に計上されている資産が存在し、会社の所有等であることを確認することが必要となる。この中で、固定資産台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には資産除却手続を行う必要がある。また、所有等する固定資産の現物確認にあたり、固定資産の現物が存在するものの固定資産台帳に記載がない場合は、固定資産台帳に新たに記載・登録する必要がある。 規程の変更、定期的な実査の実施が求められる。   | まちづくり<br>推進が<br>まち部<br>も<br>お<br>終<br>務<br>課 |     | (19110-7071)  | 令和4年度上期において、備品を含む固定資産の実査等に係る規程を含む固定資産の実査等に係る規程を整備し、令和4年10月から施行した。今後は、定期的に実査を行い、適正に管理することとした。なお、令和5年3月に固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突合を行い、固定資産台帳への登録を完了させた。 |
| P62     | 3 - 31-3 | 物が付いて ジャ・C       | 与野都市開発は会計及び給与計算についてそれぞれシステムを利用しており、システムの利用にあたっては各人にID及びパスワードを付与している。 IDの一覧を閲覧したところ、退職者が利用していたと思われる現在は利用していないIDが発見された。一般的に情報セキュリティでは、ユーザID管理やログ管理といった、プログラム、データ等の情報資源へのアクセスを制限するためにアクセス権限の定期的な見直しが必要となる。定期的な見直しが機能しない場合、不正な操作が行われるリスクが生じることになる。 ローラされた者が退職した場合に不要となったIDの削除、定期的なIDの棚を実施していないことが要因であり、システム管理規程等にて、退職時の手続においてIDの削除を確認すること、定期的な棚卸を実施することを定める必要がある。 | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり                        |     |               | 令和5年1月にシステム管理に係る規程を整備し、令和5年4月から施行した。今後は、不要となったIDの削除や定期的なIDの棚卸等、アクセス権限の定期的な見直しを行い、適正に管理することとした。なお、令和5年2月に不要となったIDの削除や棚卸を実施した。                       |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 117 / 17    | サイ(五        |  | トークスに向及び都市向所官の外郭団体の財務事務の執行にこ  | • •                   |           |                    | (ヤ和/平9月 中長週20万)   |
|-------------|-------------|--|---|-----------------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                                     | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P67         | 意見          | 北浦和ターミナ<br>ルビル地下駐車<br>場の管理運営方<br>法について | 北浦和駐車場の運営管理を、駐車場が所在するビル管理会社である北浦和TBが直接担っていないため、駐車場の収容台数の一部をビルテナント利用者用に確保しているにもかかわらず、ビルテナントの賃料に駐車場に係るコストを適正に織り込むことが難しい状況となっている。また、近隣商店街利用よるの駐車場利用促進を含む収益率もしたを活れることで駐車場利用促進を図ることが望るにもかかわらず、財政状況の理由により他の外郭団体が管理している現状では、一つのビルに係る費用と収益を分断した管理体制となってしまう。ビル全体としての適正な利益管理を分断した管理体制となってしまう。ビル全体としての適正な利益管理をといる状況であるため、管理運営主体の見直しを含めた、管理運営方法の見直しが望まれる。 | まちづくり<br>推進部          |           | 済<br>(令和5年3月)      | 地下 特別 地大 大大  |
| P69         |             | 随意契約理由について                             | 消防用設備点検契約において会計規則に反した契約が実施されている状況である。<br>消防用設備点検業務は、ビル利用者のみでなく周辺住民の生活保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、確実な業務遂行ができることが契約上必要であることから、対象業者が一定程度限られる点は理解できる。一方で、自動更新契約先の業者でなければならない理由はないとのことから、規則に従い2社以上から見積書を徴すなど公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するため業者間での競争原理をはたらかせることが必要である。<br>よって会計規則に準じた契約締結を実施する必要がある。   | 部行財政改革推進部             |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等については、団体のは、団体のは、団体のは、団体のは、団体のは、団体のは、団体のは、団体の   |
| P69         | 指摘          | 随意契約理由に<br>ついて                         | 消防用設備点検契約において会計規則に反した契約が実施されている状況である。<br>消防用設備点検業務は、ビル利用者のみでなく周辺住民の生活保全に密接に関連し欠かすことのできない業務であり、確実な業務遂行ができることが契約上必要であることから、対象業者が一定程度限られる点は理解できる。一方で、自動更新契約先の業者でなければならない理由はないとのことから、規則に従い2社以上から見積書を徴すなど公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するため業者間での競争原理をはたらかせることが必要である。<br>よって会計規則に準じた契約締結を実施する必要がある。   | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和4年1月<br>に会計規則に準じた契約締結を実施<br>するよう周知し、意識の徹底を図っ<br>ており、措置済みである。<br>なお、令和4年3月に実施した令<br>和4年度の委託業者選定において<br>は、複数社から見積書を徴するなど<br>会計規則に準じた契約締結を実施し<br>た。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

|             |             |          |   |              |           |                    | 1  |
|-------------|-------------|----------|---|--------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項       | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)                       | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P69         |             | の女当住について | 1 | まちづくり<br>推進部 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意和た正本のでは、流流、賃2で定、に、際契や。 の商で、に約適適に知り、 の方のでは、 の方の方のでは、 の方の方の対し、 の方の方の対し、 の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 付たの         | # IT ( <u>=</u> |                | 「一ツ又化局及ひ都市局所官の外郭団体の財務事務の執行につ   | , u · C               |           |                    | (令和7年9月 市長通知分)   |
|-------------|-----------------|----------------|--|-----------------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別     | 事項             | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P70         | 指摘              | 年IC J 6・C      | 北浦和TBが管理しているカルタスホール会議室の直近2年間の利用率は、さいたま市文化振興事業団が運営受託している近隣の浦和コミュニティセンターと比較しても低くなっている。カルタスホール会議室は、公共的な役割を期待して設置された施設であり、現時点ことには問題がある。情料の免除を受けている中心に変容率を放置することには問題を表した際にもまた、過去の市空間様なって包括外が対策を実施した際にも、空室率が平均して35%となきが進んでいまり、積極的なか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起はのでない。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起はでない。新型コロナウイルスの影楽にの感染拡大に起はでない。新型コロナウイルスの影楽にの感染が大に起るものの、浦和コミュニティセンターの稼働率を踏まえると依然とて改善の余地がある。現在実施している自社でのイベントの企画をさらに推進するほか、利用率の高い近隣のコミュニティセンターからの利用者の誘導なども実施したの取り組みの推進が求められる。 |                       |           | 済<br>(令和5年3月)      | 会議を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象とと言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象と言語を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を  |
| P77         | 指摘              | 随意契約理由に<br>ついて | 契約金額が多額となる委託契約における明確な理由のない随意契約締結は、限りある財源を用いた公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するための業者間競争の機会を奪うこととなり望ましくない。契約事務規程は、令和3年7月に制定されたものであるため、令和2年度時点では規程違反とはならないが、今後は契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。  |                       |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等には、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、団体のには、一点のでは、一点 |
| P77         | 指摘              |                | 契約金額が多額となる委託契約における明確な理由のない随意契約締結は、限りある財源を用いた公平公正でより効果の高い業務提供先との契約を実施するための業者間競争の機会を奪うこととなり望ましくない。<br>契約事務規程は、令和3年7月に制定されたものであるため、令和2年度時点では規程違反とはならないが、今後は契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。  | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和3年7月<br>に契約事務規程を制定し、以後契約<br>事務規程に準じた契約締結を実施す<br>る等、適正な事務執行の確保をして<br>おり、措置済みである。   |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 13 70 47    |             |                         | トーラスに向及び部市尚所官の外郭固体の対抗事務の執行に   | • •                   |           |                    | (中和/平3月 中安週2017)   |
|-------------|-------------|-------------------------|---|-----------------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                      | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課             | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P78         | 指摘          | 30.0                    | ビル植栽管理業務の委託契約について、随意契約の金額条件を満たす契約であることから随意契約実施自体は問題がない。しかし関連証憑を確認したところ20年超の間、他業者に見積もりを取る等の検討を実施することなく自動更新契約がされている点において、契約事務規程第9条2項と第10条に反した契約が実施されている状況である。<br>規程に従い2社以上から見積書を徴すなど契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。 | 部<br>行財政改革            |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項等については、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一  |
| P78         | 指摘          | 30.0                    | ビル植栽管理業務の委託契約について、随意契約の金額条件を満たす契約であることから随意契約実施自体は問題がない。しかし関連証憑を確認したところ20年超の間、他業者に見積もりを取る等の検討を実施することなく自動更新契約がされている点において、契約事務規程第9条2項と第10条に反した契約が実施されている状況である。<br>規程に従い2社以上から見積書を徴すなど契約事務規程に準じた契約締結を実施する必要がある。 | まちづくり<br>推進部          |           | 済<br>(令和4年9月)      | 指摘事項に基づき、令和3年7月<br>に契約事務規程を制定し、以後契約<br>事務規程に準じた契約締結を実施す<br>る等、適正な事務執行の確保をして<br>おり、措置済みである。<br>なお、契約事務規程は、令和3年<br>7月に制定されたものであるため、<br>令和2年度時点では規程違反とはな<br>らない。    |
| P78         |             | プロジェクト別<br>損益管理につい<br>て | 現状、それぞれのプロジェクト単位での損益管理ができない状況にある。今後事業再生のフェーズからの移行に向けて、損益状況を詳細に把握する必要がある。<br>また、与野都市開発、北浦和TB、都市整備公社等の他団体では実施しており、比較可能性の確保の観点からも必要となる。  | 推進部                   |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、令和2年度決算からプロジェクト単位での損益管理を<br>実施し、措置済である。   |
| P78         | 意見          | 修繕計画につい<br>て            | 平成17年以降に修繕計画の見直しを実施しておらず、今後の必要な資金が現状把握できない状況にある。令和3年、4年において修繕計画を策定する計画となっているが、その後も環境変化に合わせ、定期的に計画の見直しを行っていく必要がある。また、修繕積立については管理組合にて積立を行っているが、当初の家賃に一定の比率を乗じたものであり、修繕計画の見直しによって現時点での積立の修正計画が必要になる可能性もある。     | まちづくり<br>推進部<br>まちづくり |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に基づき、令和4年1月から<br>修繕計画の見直しに着手し、令和4<br>年7月に修繕計画を策定しており、<br>措置済みである。以後、環境変化等<br>に合わせ、定期的に計画の見直しを<br>図っていく。<br>なお、修繕計画の見直しにより、<br>修繕積立の計画に修正等が発生した<br>場合は、適切に対応する。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 19 1/2 07   | サイ(五        |             | トークスに向及び都市局所官の外郭団体の財務事務の執行に 2   | •            |           |                    | (中和/平9月 中长进和刀)   |
|-------------|-------------|-------------|---|--------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項          | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P83         | 意見          | 組合別工数管理について | 通常、ソフトウエア開発やコンサルティングのようなプロジェタトクトの北海においては、各プロジェクトの収益性の把握を出たいる組織においては、各プロ価が発生しているのかを把握保でよれぞれの作業 区画整理協会におい価検決すで、とが重要である。 日本の原価が発来は安要性が反して、とがまり扱いでは、 とののよりでは、 とののは、 とののとののは、 とののとののは、 とののとののは、 とののとののは、 とののとののには、 とののとののには、 とののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとのには、 現ののとののとののとのとののとのには、 現の見しにもののとのには、 現の見しにもののとのには、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 までは、 まで | まちづくり<br>推進部 |           | 済<br>(令和5年3月)      | 区体に動きない。<br>主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を主ない。<br>を表すない。<br>を表すない。<br>を表すない。<br>のでも、<br>を表すない。<br>のでも、<br>を表すない。<br>のでも、<br>を表すない。<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでは、<br>のでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>のののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>ののでも、<br>のの |
| P84         | 意見          |             | 区画整理協会では現在、職種によるす全での職員が事務所内でのののののののののののののののののののののののののののののののののののの  | まちづくり<br>推進部 |           | 済<br>(令和5年3月)      | 明神の大学のでは、できないではないでは、できないではないできないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは   |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1370-47     | 十二 (甲       | .且 / · / · 八 / | 、ラスに向及び都市局所官の分野国体の対抗事務の採用につ   | • •  |           |                    | (中間/平り月 中茂週加刀/   |
|-------------|-------------|----------------|---|--|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項             | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課  | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P86         |             |                | また、平成18年度の包括外部監査において指摘を受けていた現物確認の実施状況と、所有責任・管理責任の区分明確化の状況について確認を実施したところ、所有責任・管理責任の区分整理はされていたが、直近1年以上網羅的な現物確認の実施ができていない状況であった。一般財団法人さいたま市土地区画整理協会固定資産及び消耗什器備品管理要領より、固定資産には資産産産で連盟のためとともに管理が出版でのでは、現物確認のでは資産ともに管理が出版した。これでいる。これの理由より、定められている各種管理要領は確実に順守されるよう管理の所在を明らかにし固定資産台帳に適切に登録する必要があり、定められている各種管理要領は確実に順守されるよう管理の徹底が必要である。これらの理由より、定められている各種管理要領は確実に順守されるよう管理の徹底が必要である。 | ま推区援の主を進画課では、東京の主を進画課では、東京の主をは、東京の主にはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるといいまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがま |           |                    | 指摘事項に基施でき、令和4年3月に現物確認を実施して産産の選集を選集を選集を選集を選集を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を  |
| P86         |             | WIC 20. C      |   | まちづくり<br>推進部<br>区画整理支  |           |                    | 意見に基づき、令和4年3月の理事会のも新型コロナウイルスによるを講じたうえで適切に開催した。 また、オンライン会議開催のため、また、オンライン会議開催のの各理事の機器ともはにの各理事とともには、引き続きする。 は、ないては、かいては、かりが、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 11 1/2      | <b>Ŧ</b> IT (≖ |                   | - フスに向及び都市向所官の介持団体の数据事務の採用によ  |              |           |                    | (中和/平9月 中支週44万)          |
|-------------|----------------|-------------------|---|--------------|-----------|--------------------|--------------------------|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別    | 事項                | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況 |
| P87         |                |                   | 区画整理協会は、各区画の土地整理組合と個別に業務委託契約を締結しており、売上の大部分を各組合からの事務受託収益に依存している。業務表記契約書においており、するととなって報告書を名組合へ毎月提出し、月次で受託料を各組合へ毎月提出し、月次で受託料を各組合へ毎月提出し、毎月業務完了報告書を提出しているにも、時期を確認したところ、毎月業務完了報告書を提出しているにも、時期を確認したところは、毎月業務完了報告書を提出しているにも、時期を確認したところ、毎組合への支払が3か月に1度と遅延しているされが元であった。を組合へのであるが、日に1度の多くを占めるさいたま市から各組合への連加金の支払が遅れている要因は、各とのであるが、各組合への対しているの事務作業の遅れ等によるとの状況であった。同様の状況が続けば、業務上の支出項目の多くが人件費のとであるが、各組合への支払の遅れは、業務上の支出項目の多くが大生であるとであるが、各組合への支払の遅れは、業務上の支出項目の多くが大件費のにである。土地区画整理協会の資金繰りや業務の遂行自体に懸念が生じる可能性がある。土地区画整理事業は地権者との交渉など具体的な成果に即座に直結と支い作業も多く、業務進捗状況の確認が難しい点は理解できるが、補助こと支払の継続的な遅れは補助先とその取引先への事業継続に影響を及払の継続的なよれは補助先とそのな進行が図られるよう関連団体等との密なコミュニケーションをとることが望まれる。 | まちづくり<br>推進部 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見では、                    |
| P87         | 意見             | 役員の選任プロ<br>セスについて | 区画整理協会はさいたま市の土地区画整理事業を担う重要な機能であり、長期間にわたる事業であることから、行政の継続性を重視し、さいたま市〇Bが相当数を占め、長期にわたって任命することに一定の合理性があることは理解できる。 一方で、実際の選任のプロセスを確認したところ、非常勤役員は任期の期限がないことから、一度任命らい、法人としてその適否を評価するプロセスになっているとのことであった。過去の経緯を理解している役員が多いことは円滑な事業の推進において、有益な点があることはあるものの、一方で経済環境等の変化に対応して、方針転換等を判断しなければならないときには、適切な判断がして、方針転換等を判断しなければならないときには、適切な判断がしたが、新たな視点での変化を行えないといった可能性も否定できないとい、新たな視点での変化を行えないといった可能性も否定できないとい、新たな視点での変化を行えないといった可能性も否定できないといくる。 今後、事業の縮小が見込まれている環境下にもあり、役員の人数、バックグラウンド、任期など選任プロセスも含めて再度検討する時期にあると考えられる。   | 推進部<br>区画整理支 |           | 済<br>(令和5年3月)      | 区画整理協会の保持では、             |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 13700       | <del>7</del> 11 ( <u>m</u> |          | ト ラスに向及び部市内所官の分野団体の対抗事務の執行に  |              |           |                    | (サイル/キョカ 中文通知カ/   |
|-------------|----------------------------|----------|--|--------------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別                | 事項       | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課    | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P90         |                            |          | 公園等の施設管理運営業務は、持続可能性を確保しつつ、効率的に実施すべき業務であることは、市の行う多くの事業と同じであり、インフラと同等の安定した住民サービスが必要な領域と位置付けられる。事業者選定に際して競争性を確保すべきことは必要であるが、過去及び現時点において、1者応募の指定管理区分が存在している。このような状況の中で、他一様で、1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を1を | 推進部都市公園課     |           | 済<br>(令和5年3月)      | は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、  |
| P92         | 意見                         | H H L DV | パークPFI事業は、緑地協会にとって競争にさらされると共に自立のためには有用な事業でもあると考えられる。市にとっても税負担の削減、利用者の満足度の向上、雇用の確保等有益な事業でもあることから、既得権のある一部の利用者・事業者等の反対はあることは理解するものの、積極的に推進していくことを期待する。   | みどり公園<br>推進部 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 令和4年2月2日に本市初のPark-<br>PFIの公募を開始したところであり、<br>措置済みである。引き続き他公園で<br>の検討を進めるとともに、公園利用<br>者に対して丁寧に説明しながら、積<br>極的に推進していく。<br>また、公園緑地協会も含めた事業<br>者がPark-PFIの公募に積極的に参加<br>するよう公募の周知を図っていく。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1370 37     | #T (m       | <u> </u>                    | ・ フスに向及び間川向所官の介持団体の対抗事務の採門に   |                            |           |                    | (中和/平9月 中支週44月)  |
|-------------|-------------|-----------------------------|---|----------------------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                          | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課                  | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P95         | 意見          | 4法人が市の外<br>郭団体であるこ<br>とについて | もともと主たるテナント事業主に対する賃料は、各団体とも近隣相場や調査価格に比して割安で賃貸していることや、コロナ禍で事業主が撤退するリスクに絶えずさらされている状況の中で、仮に、市との取引関係や財政的援助が全く得られない状況となれば、将来的に財政状況に負の影響を及ぼすことが想定される。 一方で、市として外郭団体に自立を求めており、そのゴールが、市の財政的援助等に頼らない組織運営が可能な状況になることであれば、ゴールを達成した際には市の外郭団体である必要性は乏しくなると考えられる。現時点で即座に財政の援助を引き上げることなとなると考えられて急りではないが、現況を踏まえ、市の外郭団体として出資を維持することの必要性について、中長期的なビジョンを明確にする必要があるのではないかと考える。                           | 行財政改革                      |           | 済<br>(令和4年9月)      | 当該4法人は、これまでの改革によるは、これまでの改革にもなる。 これはのありて選出して、日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの   |
| P95         |             | 4法人が市の外<br>郭団体であるこ<br>とについて | もともと主たるテナント事業主に対する賃料は、各団体とも近隣相場や調査価格に比して割安で賃貸していることや、コロナ禍で事業主が撤退するリスクに絶えずさらされている状況の中で、仮に、市との取引関係や財政的援助が全く得られない状況となれば、将来的に財政状況に負の影響を及ぼすことが想定される。<br>一方で、市として外郭団体に自立を求めており、そのゴールが、市の財政的援助等に頼らない組織運営が可能な状況になることであれば、ゴールを達成した際には市の外郭団体である必要性は乏しくなると考図していを達成した際には財政を引き上である必要性は乏して出資を維持することのの必要性について、中長期的なビジョンを明確にする必要があるのではないかと考える。  | まち進ま総のでは、おります。             |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見に関して、4団体についれる<br>意見に関して、4団体についれる<br>3年から令和6年が取るの中である「さに関する情報」ののでは<br>である「連営に同向け、 日本ののでは<br>る。 将の、とまでは、 日本ののは、 一本ののは、 一本ののは、 一本ののには、 一本ののに、 一本のののです。 おいました。 一本のののでは、 一本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの |
| P96         |             | 4法人として存<br>在することの意<br>義について | 現在、駅前の再開発に関連して設立された、以下の4 法人が、市の外郭団体として存在している。 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社 ・与野都市開発株式会社 ・北浦和ターミナルビル株式会社 ・岩槻都市振興株式会社 個社として存続することの意義をすべて否定するものではないが、市の財政的援助の有無、4法人の取引関係、事業計画の作成方針、会計処理方針等について、比較検討を行ったところ、法人格が4つあることの必要性に疑問を感じる状況を識別した。 4法人は類似の事業を実施しているにもかかわらず、合併前の旧市の設立法人であることの名残を継承し、立地が異なるごとに法人格が異なっている現状であるが、法人格の集約について検討の余地がある状況にあると考える。4つの法人運営よりもより効率性や規模の経済が働くあるべき組織のありかたを研究する必要があると考える。 | 都市戦略本<br>部<br>所財政改革<br>推進部 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見を踏まえて、4法人の統合について、団体の健全運営を図る上での一つの選択肢として、メリット・デメリットを整理し、慎重に検討を進めていく。  |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 19 10 00    | , 11        |       | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |  |           |                    | (1141/平3万 中区週247/  |
|-------------|-------------|-------|---|--|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項    | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課  | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P96         |             | 養について | 現在、駅前の再開発に関連して設立された、以下の4 法人が、市の外郭団体として存在している。 ・一般財団法人さいたま市都市整備公社 ・与野都市開発株式会社 ・北浦和ターミナルビル株式会社 ・岩槻都市振興株式会社 ・ 岩槻都市振興株式会社 ・ 個社として存続することの意義をすべて否定するものではないが、市の財政的援助の有無、4法人の取引関係、事業計画の作成方針、会計処理方針等について、比較検討を行ったところ、法人格が4つあることの必要性に疑問を感じる状況を識別した。 4法人は類似の事業を実施しているにもかかわらず、合併前の旧市の設立法人であることの名残を継承し、立地が異なるごとに法人格が異なっている現状であるが、法人格の集約について検討の余地がある状況にあると考える。4つの法人運営よりもより効率性や規模の経済が働くあるべき組織のありかたを研究する必要があると考える。        | 都づ部り市くま総務課とは、  |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見を踏まえて、4法人の統合について団体の健全運営を図る上での一つの選択肢として、メリット・デメリットを整理し、行財政改革推進部と慎重に検討を進めていく。  |
| P99         |             | 義について | 現在、スポーツに関連して設立された、以下の2法人が、市の外郭団体として存在している。 ・公益財団法人さいたま市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。) ・一般社団法人さいたまスポーツコミッション(以下「スポーツコミッション」という。) 個社として存続することの意義を否定するものではないが、2法人の設立目的や事業目的について、比較検討を行ったところ、各法人の主たる事業領域は明確であるものの、一部の事業和の容には解釈により幅が認められることから、実施している事業や取り組むべき方向性について、スポーツ協会とスポーツコミッションの取り組んでいる内容に重複している領域があるのではないか、また、法人格が2つあることの必要性があるのか、と感じられる点があった。各法人の現況を十分に把握したうえで、法人格を一つにすることも今後の組織の在り方としての一つの選択肢となりうることを考慮されたい。 | ス化スス異 (水水水) (水水水) (水水水水) (水水水) (水水) |           | 済<br>(令和4年9月)      | 「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた推進主体として、2法人がそれぞれの強みを生かした取別対象を生からな施策の実施が図られるものと考えており、第2期スポーツ振興まちづくり計画においても同様の位置でいる。適当と考え、現状のとする。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1170        | サロ (国       |                             | ト ラスに向及び部市尚所官の外郭固体の財務事務の執行に   | • •   |           |                    | (中和/平3月 中天週41月)  |
|-------------|-------------|-----------------------------|---|---|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                          | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課   | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P99         | 意見          | 2法人として存<br>在することの意<br>義について | 現在、スポーツに関連して設立された、以下の2法人が、市の外郭団体として存在している。・公益財団法人さいたま市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)・一般社団法人さいたまスポーツコミッション(以下「スポーツコミッション」という。)個社として存続することの意義を否定するものではないが、2法人の設立目的や事業目的について、比較検討を行ったところ、各法人の主たる事業領域は明確であるものの、一部の事業内容には解釈により幅が認められることから、実施している事業や取り組むべき方向性について、スポーツ協会とスポーツコミッションの取り組んでいる内容に重複している領域があるのではないか、また、法人格が2つあることの必要性があるのか、と感じられる点があった。各法人の現況を十分に把握したうえで、法人格を一つにすることも今後の組織の在り方としての一つの選択肢となりうることを考慮されたい。   | ス<br>化<br>ス<br>ポ<br>ポ<br>ー<br>ツ<br>ツ<br>政<br>英<br>室 |           | 済<br>(令和4年9月)      | 「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた推進みを生かして、2 3組を生かした取りがそれでれるでは、よりがいるが、はいられずのでは、よりられていいが、はいられていいが、はいいが、が図のより、はいいが、が図のよいでは、はいいが、では、は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で   |
| P101        | 意見          | τ                           | スポーツコミッションでは善計画を策定し、ののりまりである。また、いたまりりである。また、いたののはは一様を実現するととととといる。事期間とたっないまが基本を取り、、多いのでは、大きないが、は自立運営が可能となるを表していないを、では、大きないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは | 化局<br>スポーツ部<br>スポーツ政                                | 0         | 対応中                | 意見に、まないたまりである。 されを実現市の制御を表していたまります。 されを実現市の大きのでは、それを実現である。 される最近のでは、またのでは、なる。 は、またのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、またのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1370 37     | <del>】</del> 11 (一 |                            | ・ フスに応及び間中間が目の力・中国体の対象事物の執行につ  |           |           |                    | (中和/午3月 中氏通4月/  |
|-------------|--------------------|----------------------------|--|-----------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別        | 事項                         | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課 | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P103        | 意見                 | 設というでは<br>議室とのあり方<br>と料金設定 | コミュニティセンターの使用料は条例で定められているが、稼働率がりの%を大幅に上回っては魅力にあいてはり、市民の立地や使用料の安活動に大きく貢献できているを言える。 大きく貢献できていると言える。 一方、その運営にあたで負担しているが、であるとも事である。特に稼むというかたちで負担してい市民が税金というかたちで負担してい市民が税金というかたちで利用したい市民には使用料増額の負担をかけ削減することものの、より公平で登益者負担を力している。また、北川和田の見直しを検討する必要があると考える。また、北川和田野直しを検討する必要があると考える。また、北川和田野直とを検討するのでは大沢にある。市の財産を利用しているが賃借料をが負担しており、ことがことがですが、おいたまでは大沢にある。市の財産を利用している。市の財産を利用している方、の場別をでは大沢にある。市の財産を利用して、おり、二人ののでは、これである。市の財産を入るののでは、は、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の | 都部行財進 番本  |           | 済<br>(令和4年9月)      | 適正な受益者負担の観点から、社会情勢の変化、施設の利用実態を踏まえながら、公の施設における使用料の見直しに関する考え方について、検討を進める。 |
| P103        | 意見                 | 議室とのあり方と料金設定               | コミュニティセンターの使用料は条例で定められているが、稼働率が 90%を大幅に上回っている施設においては、その立地や使用料の安さから 利用する市民にとっては魅力的な施設であり、市民のコミュニティ活動に大きく貢献できていると言える。 一方、その運営にあたっては多額の税金が使われており、利用しない市民が税金というかたちで負担してい市民が利用できない状況にあるとも言い施設については利用したい市民が利用できない状況にあるとも言いを決している市民には使用料増額の負担をかけることから、現状利用している市民には使用料増額の負担をかけることがの見直しを検討する必要があると考える。 また、より公中な受益とを検討する必要があると考えるになるに弾力的な使用料ではカルタスホール会議室の使用況にある。 一方、ことかった設では受けるが賃借料を市が負担している状算が合わないことでは受けますが賃借料を市が負担しており、市の負担があるようには同様である。市の財産を利用して、市民のコ市民が利用するこでは同様である。市の財産を利用して、市民のコ市民が利用することには同様である。市の財産を利用して、の多くの市民が利用することを実現することが望まれる。  |           |           | 済<br>(令和4年9月)      | 適正な受益者負担の観点から、社会情勢の変化、施設の利用実態を踏まえながら、公の施設における使用料の見直しに関する考え方について、検討を進める。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 117/2007    | 十二 (田       |   | シストの人の部の内内の外が国体の対象を持つ状態につ   | <u> </u>  |           |                    | (741/平3万 中茂週417/  |
|-------------|-------------|---|---|-----------|-----------|--------------------|---|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項  | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)   | 対応<br>所管課 | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況  |
| P105        |             | 柳良妙仪兵抓追   | 出資者としてガバす会と・取締役会の検討内容や議論の状況を把握するとして理事会・取締役会の検討内容や議論の状況を把握すると、市からの要望・問題認識を理事会・取締役会の議論の場で他の程度、共有することは選に対いているとの実現状況の程度と考えられる。市はよる高経営の関与の程度に対応ない。このでは、非常勤役のの方針は明確の方針はのでは、としては、としては、としては、としては、としては、としては、としては、として   | 都部 行推     |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見について、団体の健全運営推進のために必要であるかどうか検討した上で、必要と認められる場合において、市職員の非常勤役員等への就任について検討を行う。 |
| P105        |             | 「「「「「」」では、「「」」には、「」」には、「「」」には、「「」」には、「「」」には、「」」には、「「」」には、「」には、「 | 出資者としてガバナンスが適切に機能しているかをチェックする上で、非常勤役員として理事会・取締役会の検討内容や議論の状況を把握すること、市からの要望・問題認識を理事会・取締役会の議論の場で他の役員と共有することは法人運営において有用な手段と考えられる。市による経営の関与の程度は団体によって自立経営の実現状況の程度、公益性の高さ等によって柔軟に対応することに異論はないが、非常勤役員の派遣の方針は明確になっていない。さらなる自立を求める上でも必要と認められる団体に対しては、出資者と市職員の就任の検討を期待したい。今回の監査において同様の事業を行っている都市整備公社、与野都市開発、北浦和TB、岩槻都市振興において、4法人における取締役会の報告資料や報告事項は相違していた。役員派遣により、他の法人での参考例を共有し、内部資料や議論の深度にも横串しを刺すことで、より効果的かつ効率的な法人運営がなされるものと思料する。なお、現役職員の非常勤役員は無報酬であり、OBの役員派遣で指摘される天下りとはならないものと理解している。 |           |           | 済<br>(令和4年9月)      | 意見について、団体の健全運営推進のために必要であると認められる場合において、市職員の非常勤役員等への就任について検討する。               |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 付たの         | サイ(国        |                      | トーラ文化局及び都市局所官の外郭団体の財務事務の執行によ   | , u · C     |           |                    | (令和/午9月 中長週知分)   |
|-------------|-------------|----------------------|--|-------------|-----------|--------------------|--|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別 | 事項                   | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課   | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況   |
| P108        |             | いて                   | 北浦和TBを自立的運営を維持する団体としているが、北浦和TB が収益源として管理運営する3F フロアの貸会議室であるカルタスホール会議室は市より無償で賃借しており、仮に有料で賃借していたとするならばバス施設等も含めて31百万円の賃借料を支払うこととなり、税引前当期純利益は2百万円となることから、後営健全化を推進する団体である同業の与野市開発や岩槻都市振興よりも利益率が低い。加えて、北浦和TB の立地するビルの地下駐車場の運営を都市整備公社が行っていることもあり、真に自立的運営を維持しているかは疑問である。なお、この点、市も同様の問題意識を持っており、令和3年度から100%減免から一部減免への切り替えについて検討を始めている。   |             |           | 済<br>(令和4年9月)      | 当該団体については、市からの支援縮小の検討を始めていることに加えて、団体も利益率向上に向けた取組を行っていることから、引き続き所管局と連携し、更なる自立的経営を目指していく。  |
| P108        |             | いて                   | 源として管理運営する3F フロアの貸会議室であるカルタスホール会議室は市より無償で賃借しており、仮に有料で賃借していたとするならばバス施設等も含めて31百万円の賃借料を支払うこととなり、税引前当期純利益は2百万円となることから、経営健全化を推進する団体である同業の与野都市開発や岩槻都市振興よりも利益率が低い。加えて、北浦和TB の立地するビルの地下駐車場の運営を都市整備公社が行っていることもあり、真に自立的運営を維持しているかは疑問である。なお、この点、市も同様の問題意識を持っており、令和3年度から100%減免から一部減免への切り替えについて検討を始めている。  | 推進部まちづくり総務課 |           | 済<br>(令和5年3月)      | 意見に基づき、当該団体に対して会議室利用率の向上も含め、更なる自主財源の確保について指導している。また、市有財産の賃料について、バス施設のうち、バスレーンは令和4年度から有償化しており、その他についても100%減免から一部減免に切り替えることを令和4年9月に決定した。 |
| P108        | 意<br>一      | TO EL PRICE DE L'EST | スポーツ協会、スポーツコミッション、文化振興事業団、緑地協会及び区画整理協会については、市の評価のとおり、いずれも自主財源比率がい団体である(令和2年度の経常収益に占める市補助金、市の指定管理料、受託料収入の割合)。収益の大半が公益事業に係るものであり、均衡が求められるものの、均衡が保てない場合は自主事業での収益により、とががら、いずれの団体も、市の事業と密接不可分な公益事業を行っており、次期(前定管理者の場合のであり、超大型が引力を改善のの、収支するものに対しており、次期でできるようにされた。で、大変では、一、大型でできるようにできるようには、自主事業を拡大するための財源としておりに利用できるようには、自主事業を拡大するための財源としておりに利用できるようには、自主事業を拡大するための財源としておりに利用できるようには、自主事業を拡大するための対に、当該のより管理書に、当該を拡大するための対に、当該をはより管理書に、当該を拡大するができるようにできるようには、自主事業拡大のインセンティブが働く仕組みを構造をがある。この点は、一般社団法と管理者協会が2019年10月に発出しての考察し、一、日本の表にされたい。 | 部<br>行財政改革  |           | 済<br>(令和4年9月)      | 市からの補助金、指定管理料、委託料の支出については、事業実施にあたり必要な経費が支払われていると考えているため、現状のとおりとする。<br>なお、団体の自主事業拡大に対しては、健全運営セミナーを開催すると<br>では、健全運営セミナーを開催し、必要な支援を行っていく。 |

特定の事件(監査テーマ):スポーツ文化局及び都市局所管の外郭団体の財務事務の執行について

| 1770        | , |    | TO THE CONTRACT OF THE CONTRAC |           |           |                    | (1)相が千つり 中区地域の           |
|-------------|---|----|--|-----------|-----------|--------------------|--------------------------|
| 報告書<br>記載箇所 | 指摘<br>・意見の別                             | 事項 | 報告書の記載事項(抜粋・一部要約)  | 対応<br>所管課 | 今回<br>通知分 | 措置状況<br>*()は措置通知年月 | 講じた措置の内容<br>*対応中の場合は対応状況 |
| P109        |   |    | 与野都市開発、岩槻都市振興の両社とも、過去に私的整理を行った団体であり、市からの借入金が存在することから経営健全化団体と位置付けられている。しかしながら、過去少なくとも5年以上計画を上回る純利益を計上しており、令和2年度末現在、一般的には(金融機関の債務者分類においては)正常先に位置付けられる水準である。加えて、令和2年度末現在の現預金残高の実績が再生計画に比して大きく上振れている状況からも、経営健全化団体との位置づけには疑問が残る。確かに、管理運営しているビルの老朽化により、将来、多額の修繕や更新投資が発生することが確実であることや、常にテナントが撤退するスクにさらされている状況にはあるが、一般的な事業リスクであり、経営健全化団体としている理由にはならず、抱えているリスクは都市整備公社や北浦和TB も同様であり、健全運営に関する指針における外郭団体の位置づけについて判断基準見直しの検討も必要と考える。本件は、経営健全化団体の区分にするか否かの形式的な問題にとどまない。市の方針は、経営健全化団体は単独で再建することが前提であるとのことであるが、上述した他の駅前再開発関連の外郭団体との統合等を検討する上での課題となりえることから、問題提起をするものである。  |           |           | 済<br>(令和4年9月)      | 当該20世代に、                 |